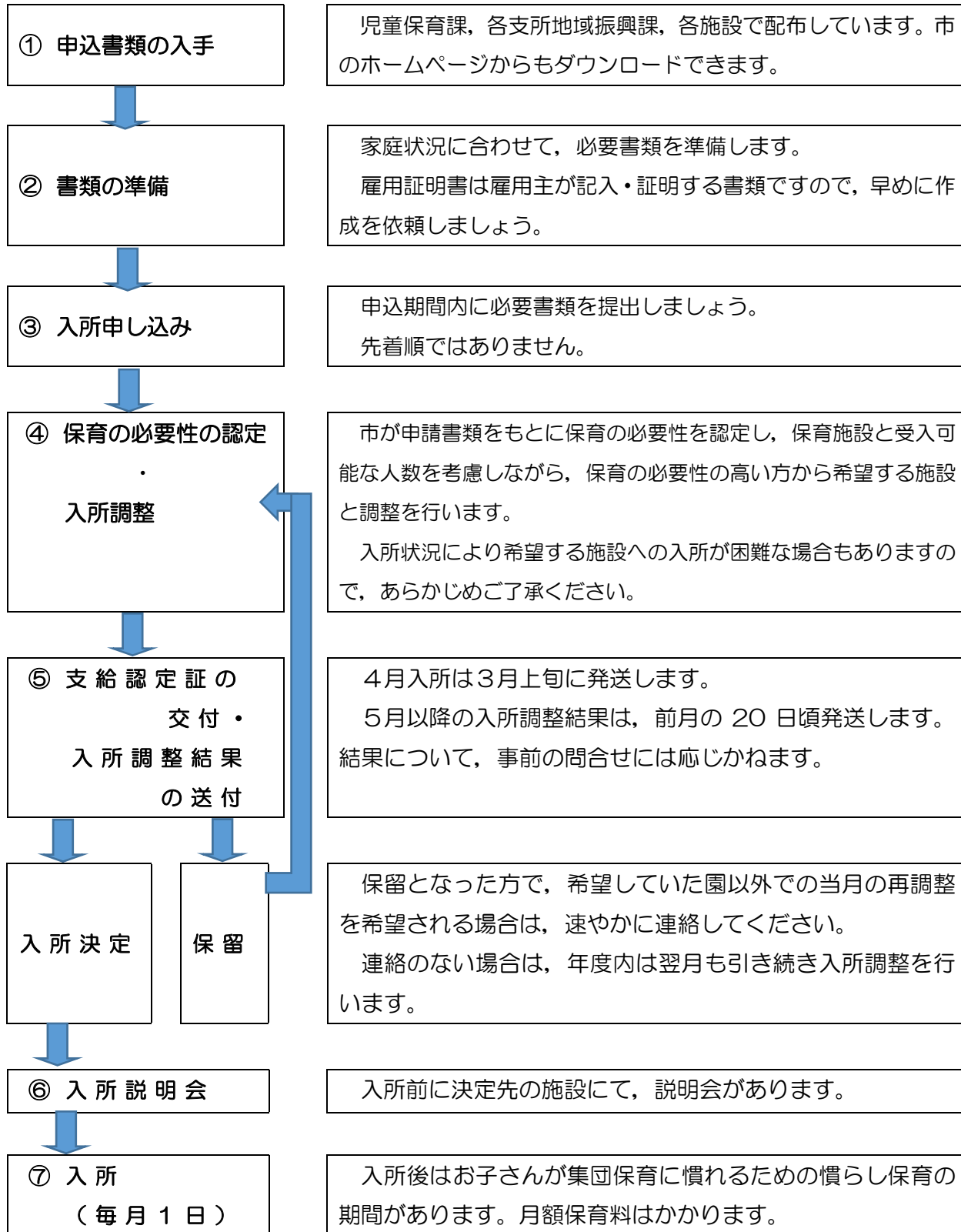


### ③ 入所の手続きについて

#### 1. 申し込みから入所までのながれ

##### (1) 保育認定（2・3号認定）



##### (2) 教育認定（1号認定）

申し込みや入園までのながれは、こども園によって違います。  
各こども園にご確認ください。



## 2. 入所受入可能人数について

5月以降の年度途中入所を希望する場合の、各施設の2・3号認定の受け入れ可能人数は、三原市ホームページでご確認いただくか、児童保育課までお問い合わせください。

空き状況はあくまでも公表時点での目安であり、保育士配置や退所等により空き状況が変動することがあります。空きがある場合でも入所を保証するものではありません。

空きがないと表記されていても、審査時に変更となる場合がありますので、入所を希望する施設は申込書類にすべて記載してください。

空きがあると表記されていても、審査時に空きが無くなるまたは減少する場合があります。

こども園の1号認定の受け入れ可能人数は、各こども園にお問い合わせください。

## 3. 入所希望保育施設の事前見学及び希望保育施設名記入について

お子さんと一緒に見学をしましょう。

お子さんを長時間安心して預けるため、申請の前に利用を希望する施設を見学し、保育内容や送り迎えが可能か等を確認してください。見学をする際は、各施設へ直接お問い合わせください。

見学することで、施設設備などの保育環境、先生や子どもたちの様子、施設の保育方針や保育料以外の諸費用など、直接確認できます。

気になることも直接質問することができるため、事前に見学することをお勧めします。

- 希望の保育施設名の記入は、入所決定したら入所する意思のある施設を記入してください。
- 「第一希望だけ書いた方が入所しやすい」「第一希望から第三希望に、すべて同じ施設を書けば熱意が伝わり入所しやすい」ということはありません。
- 入所調整は、市が希望されている施設と行います。

入所決定後に「ほかの保育所がよかった」「保留通知がほしかった」などの理由で、取り下げる方がいます。他の入所希望者や各施設に迷惑をかけることとなりますので、正当な理由がなく取り下げる場合は、次回の入所審査では優先順位が低くなります。



## 4. 申込み

入所申込みは、必要書類がすべてそろっていない場合や、申込期間を過ぎた場合、受付ができません。締め切り日など十分にご確認ください。



### (1) 令和4年4月入所の申込み

#### ①受付期間

令和3年12月1日（水）から令和3年12月23日（木）までの開庁日

8:30~17:15

※二次審査：上記期間を過ぎ受け付けたものは、二次審査の対象となります。

受付期間は令和4年1月31日（月）までです。

二次審査は、求職活動要件は対象外です。

#### ②申請書類の配布場所

児童保育課、各支所地域振興課、各施設

#### ③ 申込方法

申請書類の提出先

- ・保育所・こども園保育利用（2・3号認定）の場合…児童保育課または各支所地域振興課
- ・こども園教育利用（1号認定）の場合…各こども園

### (2) 令和4年5月以降入所の申込み

#### ①受付期間

入所希望月	申込期間	入所希望月	申込期間
令和4年5月	3月10日~4月8日	10月	8月10日~9月9日
6月	4月11日~5月9日	11月	9月12日~10月7日
7月	5月10日~6月9日	12月	10月11日~11月9日
8月	6月10日~7月8日	令和5年1月	11月10日~12月9日
9月	7月11日~8月9日	令和5年2~3月	12月1日~12月23日

【令和5年度】令和5年4月入所の申込みは、令和4年12月上旬~中旬を予定しています。  
※令和5年1~3月の入所を希望し、4月から引き続き入所を希望する方は、令和4年度分とあわせて令和5年度申込書両方の提出が必要です。

#### ② 申請書類の配布場所

児童保育課、各支所地域振興課、各施設

#### ③ 申込方法

申請書類の提出先

- ・保育所・こども園保育利用（2・3号認定）の場合…児童保育課または各支所地域振興課
- ・こども園教育利用（1号認定）の場合…各こども園

### (3) 要件別の注意点

#### ① 就労要件の申込みについて

月に48時間を超えない・ボランティア活動・趣味の範囲程度の販売等は要件に入りません。  
証明内容・申し立て内容に虚偽があった場合は、入所決定を取り消し、入所している児童は退所となります。

就労の確認のため、給与明細等の確認も行います。また、就労により得た所得は必ず税務署等に申告してください。申告のない場合は就労とみなすことができません。

#### ② 育休復帰予定の方

育休中はご家庭で保育できるため、入所申込みは育休からの復職が前提となります。

- ・ 育休復帰月の前月の入所から申し込むことができます。(復帰前月は保育短時間認定)
- ・ 復職後2週間以内に復職証明書(様式8)を提出してください。

《すでに上のお子さんが入所されている場合の、上のお子さんの保育期間等について》

出産後、育休期間が確定した雇用証明書(様式1)を提出してください。

##### ① 育児休業を取得され1年以内に復職する場合

育休対象児童が1歳になる月の月末までは、在籍している施設に継続入所(保育短時間認定)可能です。

育休対象児童が施設に入所できず、やむをえず復職できなかった場合、4・5歳児クラスに限り入所を希望する児童が他にいない場合は継続して入所できます。

##### ② 育児休業を1年を超えて取得する場合

すでに入所している上のお子さんが4・5歳児クラスに限り、入所を希望する児童が他にいない場合は継続して入所できます。

※育児休業中は、転所はできません。

〈「入所できなかった証明」を求められる場合〉

～保育所入所ができず、やむを得ず育児休業を延長する場合で、育児休業給付金の受給申請のため「入所できなかった証明」を求められる場合～

育休復帰のため入所申込みをされた方で入所できなかった場合には、保留通知を送付します。ただし、入所が決定した場合には入所していただくこととなります。入所を希望しない場合は、早めに申込みを取り下げてください。

育児休業給付金の制度については、雇用先の人事担当者かハローワークにお問い合わせください。

#### ③ 求職活動の方

現在無職で、これから就労を希望する方も申し込みができます。

ただし、待機中に就労が決定しても定員により入所できない場合があります。そのことを踏まえて就職活動を行ってください。

求職活動要件で入所した場合は、入所期間が終了する月の15日までに「雇用証明書」を提出してください。理由なく提出がない場合は退所となります。



#### ④転入・転出予定の方

##### 〈転入予定の方〉

三原市の転入先住所が決まっており、入所の可否にかかわらず入所希望月の前月末日までに転入予定の方は、申込みを受け付けます（郵送可）。転入に関する誓約書（様式7）とあわせて提出してください。

入所月の1日には三原市に住所が必要になるため、入所希望月の前月末日までに転入手続きが完了しない場合は、入所が決定していても取り消しとなります。

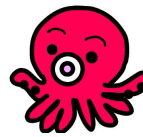
##### 〈転出予定の方〉

三原市では転出先の保育所入所申込を受け付けていません。

転出先の市区町村に早めにご相談ください。

#### (4) 広域入所について

##### ① 三原市以外の施設への入所を希望する方



入所の締め切りは各市区町村で違います。

入所希望施設のある市区町村に問い合わせのうえ、三原市児童保育課に早めにご相談ください。

##### 〈広域入所申込みの要件〉

- ・保護者の勤務先が入所希望施設の市区町村にあり、三原市内の施設では勤務に間に合わない
- ・入所希望施設の市区町村に里帰り出産予定

##### 〈申込みと入所調整〉

- ① 申請者（保護者）が、三原市児童保育課に保育の必要性の認定申請と入所申込みを行います。
- ② 三原市が入所希望施設のある市区町村に入所調整を依頼します。  
入所調整は、入所希望施設のある市区町村が行います。
- ③ 入所調整の結果連絡は、三原市から申請者にお伝えします。

※ 現在入所中の方で、市外の施設へ入所するために一旦退所し、再入所を希望する場合は、新規の入所希望者として手続きをしていただいた上で、審査を行うこととなります。

##### ② 三原市以外に住民票のある方で三原市の施設への入所を希望する方

- ① 住民票のある市区町村に相談・お申込みください。
- ② 住民票のある市区町村からの入所依頼を受け、三原市が入所調整を行います。  
市内に住所のある方が優先となりますので、あらかじめご了承ください。
- ③ 入所調整の結果連絡は、住民票のある市区町村から申請者にお伝えします。

#### (5) 配慮の必要なお子さんの保育について

加配職員や看護職など新たな人員配置や施設整備が必要な場合、関係機関との調整を含めて、入所まで時間を要します。

申し込みの前に、まず児童保育課の窓口にてご相談ください。

(6) 必要書類

つぎの書類を準備してください。

必要書類がすべてそろっていない場合や、申込期間を過ぎた場合、受付ができません。締め切り日など十分にご確認ください。

必要なもの			<input checked="" type="checkbox"/>	
全員提出が必要	支給認定申請書兼申込書（若草色）			
	児童の発育・発達状況調査票			
	三原市料金等口座振替依頼書（3枚複写） ※公立・私立保育所，公立こども園を希望される場合のみ なお，ゆうちょ銀行をご指定の場合は直接郵便局窓口へご提出ください。			
持参が必要	個人番号確認書類	マイナンバーカード（顔写真つき）		
	右のいずれか	個人番号通知カードおよび運転免許証（顔写真つき）など		
	申請に来る保護者1人分	個人番号記載の住民票および運転免許証（顔写真つき）など		
	申込児童の母子健康手帳（児童の発育・発達状況調査に記入漏れがあった際に確認します）			
該当する書類の提出が必要	保育を必要とする理由を証明する書類 父母および同居の65歳未満の祖父母の書類が必要です。世帯分離していても同居している場合は必要です。 父母以外の書類の提出がなくても申し込みはできますが，入所調整において優先順位が低くなります。			
	就労	会社員の方	1.雇用証明書 <b>様式1</b>	
		自営業の方	1.就労状況申告書 <b>様式2</b> 2.営業所得のわかるもの※1 など	
		農業の方		
		内職の方		
		就労予定（内定有）	1.雇用証明書 <b>様式1</b> ※2	
	求職活動		1.申立書（求職活動要件） <b>様式3</b> 2.ハローワーク受付票のコピー など	
	妊娠・出産		1.申立書（出産・病気・就学） <b>様式4</b> 2.母子健康手帳のコピー（母親の名前の書かれた表紙・出産予定日記載ページ）	
	疾病・障害		1.申立書（出産・病気・就学） <b>様式4</b> 2.診断書（原本），各種手帳のコピーなど	
	介護・看護		1.介護（看護）状況申告書 <b>様式5</b> 2.介護が必要と確認できる書類	
就学		1.申立書（出産・病気・就学） <b>様式4</b> 2.在学証明書または在籍証明書等のコピー 3.在学期間・カリキュラムのわかるもの		

※1 営業実績が確認できない場合は，求職活動中として入所調整を行います。

※2 採用予定の場合は，就職後，再度提出が必要となります。





状況によって必要な書類		
父母が離婚前提で別居中	離婚調停中であることがわかる書類 (裁判所からの呼び出し状等) 離婚協議中であることがわかる書類 (弁護士等による証明) など ※3	
家族に身体障害者手帳等をお持ちの方がいる	各種手帳のコピー	
同一世帯に未就学で支給認定を受けていない施設 (P15参照) に通う兄弟がいる	保育料の多子軽減申請書 様式6	
父母が海外勤務	課税証明書など	
市県民税未申告		
転入予定の方	転入に関する誓約書 様式7	

※3 提出のない場合は、入所調整においてひとり親世帯の取扱いとはなりません。

入所申込み後に提出が必要な書類		
変更内容	必要書類等	
入所要件に該当しなくなったとき 入所の意思がなくなったとき 市外に転出したとき	入所申込み取り下げ書※	
退職	保育の必要性がなくなったとき	入所申込み取り下げ書※
	求職活動を行うとき	1.申立書(求職活動要件) 様式3※ 2.ハローワーク登録証明書のコピーなど
育児休業から復職しなくなったとき 就労内定が取消しとなったとき 勤務時間が減ったとき	変更の状況に応じた書類※ (児童保育課に状況をご連絡ください)	
母が母子健康手帳の交付を受けたとき	1.申立書(出産・病気・就学) 様式4※ 2.母子健康手帳のコピー	
就労が内定したとき	雇用証明書 様式1	
就労を開始したとき	雇用証明書 様式1	
就労先・勤務内容が変わったとき	雇用証明書 様式1	
市外からの転入手続きをしたとき	児童保育課までご連絡ください。	
世帯構成が変わったとき(結婚・離婚・出産・住所など)		
希望先を変えたいとき(申込期限内のみ)		

※書類提出前に、児童保育課(0848-67-6042)までご連絡ください。

連絡や書類の提出がないまま、現状と違う要件で入所が決定した場合、入所取り消しとなる場合があります。

- 各種証明書について、不明な点等ある場合、発行元に問い合わせることがありますのでご了承ください。
- 虚偽の記載や改ざんがあった場合、入所決定は取り消しとなります。
- 保育料等に滞納があり納付計画を履行していない場合、入所調整において優先順位が低くなります。

## (7) 入所審査について

- ・ 入所指数の高い方から順に、希望の施設への入所を調整します。
- ・ 同居の65歳未満の祖父母が保育できる場合は、入所の優先順位が低くなります。保育が出来ない場合は、祖父母分の証明書類を提出してください。(同居のおじ・おばは不要です。)
- ・ 書類が不足している場合や記入漏れなどある場合は、正しく審査できません。提出前に確認をお願いします。
- ・ 保育料等の滞納がある場合は、入所審査において優先順位が低くなります。未納のある方で納付が困難な場合は、早めに児童保育課に納付相談をしてください。約束した納付計画を履行していない場合は、優先順位が低くなります。
- ・ 審査の順番は、①申込み期間までの新規入所申込み、②2次審査期間での申込み(4月入所の場合のみ)、③転所希望、④市外からの広域入所希望となります。

## (8) 支給認定証の交付・入所調整の結果の送付

### 【支給認定証】

保育の必要性を認定し「支給認定証」を交付します。入所調整の結果と合わせて送付しますので、交付後は大切に保管してください。

### 【入所調整の結果】

入所施設が決定した場合は「利用施設決定通知書」、決定しなかった場合は「施設利用保留通知書」を送付します。

入所希望月前月の20日頃発送します。

## 4 入所決定後・入所後の手続きについて

入所決定施設で、入所前に説明会が行われます。

説明会の日時などについては、入所決定施設からの指示にしたがってください。

入所までに物品の購入や健康診断、各施設への提出書類などの準備を行います。

### 1. 入所辞退

入所が決定したあと、入所を辞退する場合は、すみやかに辞退届を提出してください。正当な理由がなく取り下げる場合は、次回の入所審査では優先順位が低くなります。

### 2. 要件の変更

つぎの変更がある場合は、早急に在籍している各施設と児童保育課へ連絡が必要です。

- ① 住所・家族構成の変更(婚姻・離婚・同居・別居・出産・死亡等)
- ② 入所要件(勤務先の変更・就労状況の変更・妊娠による産休育休予定・退職など)

